

令和7年度～令和9年度「矢田山遊びの森」管理運営業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業目的

県立矢田自然公園（矢田山遊びの森）は、自然公園法に基づき、対象区域の自然環境の保全と利用促進を図ることを目的としており、奈良県では、この県立自然公園の自然環境の保全のため、開発を規制するとともに、適正な利用促進を図るための自然歩道や各種利用施設を整備しています。

「矢田山遊びの森」内に生息する多様な動植物についての季節ごとの情報発信、利用者の満足度向上に向けた取組、園内で活動している各種団体との連携や自然環境保全に向けた利用者への周知・啓発等を通して、「矢田山遊びの森」の利用促進及び自然環境の保全を図ることを目的としています。

2 事業概要

(1) 業務名

令和7年度～令和9年度「矢田山遊びの森」管理運営業務

(2) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（長期継続契約）

(3) 業務内容

- ①矢田山遊びの森の利用促進
- ②矢田山遊びの森の自然環境保全
- ③各施設の受付案内、利用指導等
- ④矢田山遊びの森の管理

詳細は別紙仕様書による

(4) 委託上限金額

ア 契約の上限額は、16,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。ただし、上記の契約金額の上限は、2.(2)の業務委託期間における上限額とし、その各年度における上限額は下記のとおりです。なお、契約期間中に適用される消費税及び地方消費税率が変更となった場合は、契約変更を行います。

年度	上限額
令和7年度	5,600,000円
令和8年度	5,600,000円
令和9年度	5,600,000円
合計	16,800,000円

イ 仕様書において回数などで記載した実績や想定の数値は、提案において参考とするためのものであり、想定を上回る実績が生じたとしても、契約金額の増額はいたしません。

ウ 令和7年度以降の予算議決を条件として契約が成立又は継続します。なお、予算が減額又は削除されたときは、委託料を減額又は契約を解除することがあります。

(5) 企画提案の内容

①企画提案

- ・「矢田山遊びの森」の利用促進について
- ・「矢田山遊びの森」の自然環境保全について
- ・「矢田山遊びの森」の緊急対応について

②実施体制

- ・業務実施方針、業務実施体制について

③業務実績

- ・施設管理業務または施設運営業務の受託実績、自然と親しむイベントの企画・運営実績

④見積書

3 公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月27日奈良県告示425号)による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q1「建物管理」で登録している者であること。
- (7) 平成31年度(令和元年度)以降において、国又は地方公共団体発注の、一定期間継続(最低6ヶ月)した利用者の受付対応を含む施設管理業務または施設運営業務を履行した実績があること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月13日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

イ 配布場所及び受付場所

奈良県環境森林部 景観・自然環境課（県庁主棟2階）

住 所：奈良市登大路町30番地

電話番号：0742-27-7479

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、景観・自然環境課のホームページ
www.pref.nara.jp/2613.htm からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月13日（木）午後4時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。持参の場合は午前10時から午後4時までに提出
願います。）

イ 提出場所

4(1)イに同じ

ウ 提出方法

受付場所に持参又は書留郵便にて提出してください。

エ 提出書類

- ・参加表明書（様式1：1部）
- ・団体の概要（様式2：1部）
- ・施設管理業務または施設運營業務の履行実績（様式3：正1部、副1部）

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

令和7年3月14日（金）から令和7年3月19日（水）午後4時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。持参の場合は午前10時から午後4時までに提出
願います。）

イ 提出場所

4(1)イに同じ

ウ 提出方法

4 (3) エの①～⑤：受付場所に持参又は書留郵便にて提出してください。

4 (3) エの⑥：⑥を提出する場合は、下記メールアドレスにWordで送付すること。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書提出先メールアドレス

shizenkoen@office.pref.nara.lg.jp

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

エ 提出書類

①企画提案書（様式4-1～様式4-5：正1部、副1部）

それぞれA4片面2枚以内に収めること。文字は10.5ポイント以上とすること。

企画提案書は様式4-1を除き社名、商標マーク等企業名を特定できる情報の記載は控えること。

②自然と親しむイベントの企画運営実績（様式5：正1部、副1部）

③見積書（様式6：正1部、副1部）

④定款の写し（1部）（原本証明してください）

⑤設立趣意書（1部）（NPO法人の場合）

⑥電子契約同意書兼メールアドレス確認書（必要な場合）

本業務は電子契約対象となる。電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を同時に提出すること。

(4) 質問の受付および回答

ア 受付期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月7日（金）まで

イ 提出方法

質問票（任意様式）に質問内容を記入の上、FAX(0742-22-8276)または

電子メール(shizenkoen@office.pref.nara.lg.jp)で送付ください。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（審査の内容に関係しない簡易な質問を除き、電話・口頭による質問は受け付けません。）

ウ 回答

質問への回答は令和7年3月12日（水）までにFAXまたは電子メールで回答します。

(5) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(6) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(7) その他

ア 応募は1者1提案に限ります。

イ 書類提出後の差し替えは認めません（奈良県が補正等を求める場合を除く）。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

エ プロポーザルの参加に要する経費等は、参加者の負担とします。

5 審査の方法

(1) 審査方法

ア 書類審査により企画提案書の審査を行います。

イ 県が設置した事業者選定評価委員会が評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を特定します。

ウ 最高点の者が複数いる場合は、企画提案力、業務遂行力、見積価格の順で評価点の内訳が高位の者を上位とします。

エ 評価点の平均が6割未満の場合は採択しません。

オ 提案者が2者に満たない場合は、契約の相手方として適当であると事業者選定評価委員会で承認されなければ特定することができません。

<評価基準>

評価項目		評価基準	配点
企画提案力 (配点50点)	① 利用促進 (20点)	矢田山遊びの森に生息する多様な動植物等の情報発信について、効果的な提案となっているか。	
		・情報を、わかりやすく・より多くの人に発信する工夫について	10点
	② 自然環境 保全 (20点)	来訪者の満足度向上に向けた取組みについて、効果的な提案となっているか。	
		・来訪者の満足度向上に向けた工夫について	10点
	③ 緊急対応 (10点)	矢田山遊びの森の自然環境保全のため、園内で活動している各種団体との連携、利用者への啓発について、効果的な提案となっているか。	
		・園内で活動している各種団体との連携及び連絡調整を、どの様に進めるかの工夫について	10点
業務遂行力 (配点40点)	④ 実施体制 (20点)	公園内の事故や苦情・要望受付での対応について、効果的な提案となっているか。	
		・事故発生に向けた予防措置や発生時の応急措置について	5点
	⑤ 業務実績 (20点)	・苦情や要望を受けた際の対応について	5点
		業務実施方針、業務実施体制について業務の趣旨を理解し、有効な内容となっているか。	
見積価格 (配点10点)	合計	・業務実施方針について	10点
		・業務実施体制について	10点
		過去の業務実績はあるか。	
		・施設管理業務または施設運営業務の履行実績	10点
		・自然と親しむイベントの企画運営実績	10点
		所要経費に妥当性はあるか。	10点
			100点

(2) 審査結果

- ア 提案いただいた全提案者に特定又は非特定の結果を通知します。
- イ 最優秀提案者名と全提案者の得点について公表します。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の企画提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

6 契約手続きについて

- (1) 最優秀提案者を契約の相手方とし、奈良県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。なお、最優秀提案者と契約締結の合意に至らなかった場合は、次順位の提案者と交渉を行います。
- (2) 契約額は、提案書を参考に、契約の相手方との協議により契約上限額の範囲内で決定するものとします。

- (3) 契約に際して、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは失格とします。また失格となった場合は損害賠償責任が生じます。

- ①役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を言う。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ⑧この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。（4）契約の相手方が、契約の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、物品購入等の暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲

げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しない。

7 その他

- (1) 応募にあたっては、「矢田山遊びの森」管理運営業務公募型プロポーザル募集要領、仕様書等を遵守して下さい。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容に応諾したものと見なします。
- (3) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 受注者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがあります。この場合、提出者には文書により中止の連絡をします。なお、このことによって生じた損害について、賠償責任を負いません。
- (6) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。